

熊本県公報

第11675号
平成20年3月31日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則	(管理調達課) 2
○熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産振興課) 2
○熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	(") 3
○熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(少子化対策課) 4
○熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則	(") 5
訓 令	
○熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(管理調達課) 24
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(広報課) 25
告 示	
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 25
○熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項	(経営金融課) 25
○熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項	(") 26
○熊本県小規模事業者資金融資制度要項を廃止する要項	(") 26
○熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項の一部を改正する要項	(") 26
○熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項	(") 26
○熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項	(") 28
○熊本県経営サポート資金融資制度要項の一部を改正する要項	(") 28
○熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項	(") 29
○熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱を廃止する要綱	(監理課) 29
○熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項	(税務課) 29
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 29
○ " " " " " "	(") 29
○指定介護療養型医療施設の辞退	(") 29
○熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款	(監理課) 30
○熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款	(") 30
○熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款	(") 30
○障害者自立支援法に基づく指定事業者の廃止	(障害者支援総室) 30
○特定計量器定期検査の実施に伴う告示	(産業支援課) 30
○道路の区域変更	(道路保全課) 32
○ " " " " " "	(") 32
○道路の供用開始	(") 33
○ " " " " " "	(") 33
○ " " " " " "	(") 34
○ " " " " " "	(") 34
○ " " " " " "	(") 35
○ " " " " " "	(") 35
○屋外広告物及びこれを提出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正	(都市計画課) 36
○海岸保全区域の指定変更	(港湾課) 36
○熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部を改正する要綱	(環境保全課) 43
○熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項	(") 46
公 告	
○開発行為工事完了公告	(建築課) 48
○障害者就業・生活支援センターの指定	(労働雇用総室) 48
○道路の位置指定	(建築課) 49
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(有明海自動車航送船組合) 50
○有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(") 60
○有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正す	

- る規則 (") 65
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正 (警察本部地域課) 66
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 66

規 則

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 18 号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則
熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。
「出納長」を「会計管理者」に改める。
第 9 条を次のように改める。
（寄附による取得）
第 9 条 物品管理者は、物品の寄附申込みがあったときは、その申込みが真に自発的好意であり、かつ、他に弊害を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次に掲げる手続により当該物品の受納の決定を行うものとする。
（1）重要備品については、受納の決定前に物品の寄附による取得申請書により知事、教育長又は警察本部長の承認を受けること。
（2）重要備品以外の物品については、物品の寄附による取得調書を作成すること。
第 11 条第 2 項中「取得申請書」の次に「、物品の寄附による取得調書」を加える。
附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 19 号

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則
熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）の一部を次のように改正する。
第 7 条を次のように改める。
（漁業の許可）
第 7 条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 1 号、第 2 号アからソまで及び同号チからテまでに規定する漁業（第 2 号ケに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものに限る。）にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業（第 2 号ケに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものを除く。）にあっては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第 2 号ク及びタからナまでに規定する漁業にあっては、漁業法第 8 条第 1 項の規定により、当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
（1）もじゃこ（全長 15 センチメートル以下のぶりの稚魚をいう。）の採捕を目的として営む漁業（漁業法第 66 条第 1 項に規定する中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「もじゃこ漁業」という。）
（2）次に掲げる漁業の方法により営む漁業
ア 小型まき網（総トン数 5 トン未満の船舶を使用するものに限る。前号に規定するもじゃこ漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「小型まき網漁業」という。）
イ 機船船びき網（セに掲げる漁業の方法を除く。前号に規定するもじゃこ漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「機船船びき網漁業」という。）
ウ 吾智網（以下「吾智網漁業」という。）
エ 流し網（以下「流し網漁業」という。）
オ げんしき網（以下「げんしき網漁業」という。）
カ 囲い刺し網（まき刺し網を含む。以下「囲い刺し網漁業」という。）
キ しいらづけ（以下「しいらづけ漁業」という。）
ク 敷き網（以下「敷き網漁業」という。）
ケ 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）
コ たこつぼ（貝殻を使用するものを含む。以下「たこつぼ漁業」という。）
ク サ たらつりなわ（以下「たらつりなわ漁業」という。）
シ 柴漬け（以下「柴漬け漁業」という。）
ス 筒（せんを使用するものを含む。以下「筒漁業」という。）
セ 三角網（押す場合を含む。以下「三角網漁業」という。）

ソ すくい網（集魚灯を利用するものに限る。以下「すくい網漁業」という。）
タ 小型定置網（以下「小型定置網漁業」という。）
チ まち網（以下「まち網漁業」という。）
ツ 固定式刺し網（以下「固定式刺し網漁業」という。）
テ かご（以下「かご漁業」という。）
ト かつら網（以下「かつら網漁業」という。）
ナ 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）

第8条第1項中「及び前条第1号から第3号までに掲げる漁業（）」を「並びに前条第1号、同条第2号アからソまで及び同号チからテまでに規定する漁業（第2号ケに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものに限る。」に改め、「その他の漁業」の次に「（前条第2号ケに規定する漁業にあっては、船舶を使用するものを除く。）」を加える。

第25条第1項中「第7条各号に掲げる」を「第7条各号に規定する」に改める。

第36条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、もじゃこ漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

第37条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

第37条第1号から第3号までを削り、同条第4号中「漁業」を削り、同号を同条第1号とし、同条第5号中「漁業」を削り、同号を同条第2号とし、同条第6号中「漁業」を削り、同号を同条第3号とし、同条第7号から第9号までを削る。

第38条に次の2号を加える。

(4) 集魚灯を利用してする漁法。ただし、天草海（別表で定める区域。以下同じ。）、不知火海（別表で定める区域。以下同じ。）及び天草有明海（別表で定める区域。以下同じ。）における漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業、地びき網漁業、固定式刺し網漁業（きびなご刺し網漁業に限る。）、すくい網漁業及び一本釣り漁業を除く。

(5) 火光その他照明装置を利用してするほこつき（やす又はもりを使用する場合を含む。）及びひっかけ。ただし、有明海（別表で定める区域。以下同じ。）、天草海並びに不知火海の天草市、上天草市、宇城市三角町及び同市不知火町の地先海面のうち、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の区域を除く。

第60条第1項第1号中「第7条、」を削り、「第34条の2から第42条まで」を「第34条の2から第36条まで、第38条から第42条まで」に改める。

別表中「第37条」を「第38条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の熊本県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいてした許可その他知事の処分で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の熊本県漁業調整規則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいてした許可その他知事の処分とみなす。

3 前項の規定により、新規則の規定に基づいてしたものとみなされる許可その他知事の処分の有効期間は、従前の残存期間とする。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第20号

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

熊本県内水面漁業調整規則（平成7年熊本県規則第29号）の一部を次のように改正する。
目次中「第39条」を「第38条」に、「第40条－第43条」を「第39条－第42条」に改める。

第1条中「第65条第1項」を削り、「第4条第1項の規定に基づき、」を「その他漁業に関する法令と相まって、熊本県における」に改め、「ため必要な事項を定める」を削る。

第15条第1項及び第16条中「移植、」を削る。

第35条を削り、第36条を第35条とする。

第37条第5項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に、「第37条第3項」を「第36条第3項」に改め、同条を第36条とし、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。

第40条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1項第2号中「第35条第5項及び第37条第5項」を「第36条第5項」に、「、第35条第1項又は第36条」を「又は第35条」に改め、同項第4号及び第5号中「第35条第5項及び第37条第5項」を「第36条第5項」に改め、「又は移植」を削り、同条を第39条とする。

第41条中「第35条第5項及び第37条第5項」を「第36条第5項」に改め、「、移植許

可証」及び「又は移植」を削り、同条を第 40 条とする。

第 42 条中「第 40 条」を「第 39 条」に改め、同条を第 41 条とする。

第 43 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号から第 6 号までの規定中「第 35 条第 5 項及び第 37 条第 5 項」を「第 36 条第 5 項」に改め、同条第 7 号中「第 35 条第 4 項又は第 37 条第 4 項」を「第 36 条第 4 項」に改め、同条を第 42 条とする。

別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式中「第 35 条、第 37 条」を「第 36 条」に改め、「移植、」を削る。

別記第 10 号様式及び別記第 11 号様式を削る。

別記第 12 号様式中「第 37 条」を「第 36 条」に改め、同様式を別記第 10 号様式とする。

別記第 13 号様式中「第 37 条」を「第 36 条」に改め、同様式を別記第 11 号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の熊本県内水面漁業調整規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいてした許可その他知事の処分で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の熊本県内水面漁業調整規則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいてした許可その他知事の処分とみなす。
- 3 前項の規定により、新規則の規定に基づいてしたものとみなされる許可その他知事の処分の有効期間は、従前の残存期間とする。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 21 号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法施行細則（昭和 43 年熊本県規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考の項 5 中「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等国庫負担（補助）金について（平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省発障第 0223004 号厚生労働事務次官通知）」を「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）」に、「0223004 号通知」を「1218002 号通知」に、「別表 6-1」を「別表 4-1」に改める。

別記第 32 号様式（裏）を次のように改める。

別記第 32 号様式（第 10 条の 2 関係）

（裏）

<p>第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従事する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならぬ。</p>	<p>一及び二 略</p>	<p>第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。</p>	<p>児童福祉法抜粋</p>
--	---------------	--	----------------

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 3 の規定は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第22号

熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)の施行については、法及び児童虐待の防止等に関する法律施行規則(平成20年厚生労働省令第30号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(委任)

第2条 児童相談所長に次の事務を委任する。

(1) 法第8条の2第1項の規定により出頭を求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員に調査又は質問をさせること。

(2) 法第8条の2第2項の規定により告知をすること。

(3) 法第8条の2第3項の規定により必要な措置を講ずること。

(4) 法第9条第1項の規定により児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童の住所又は居所に立ち入らせ、調査又は質問をさせること。

(5) 法第9条の2第1項の規定により出頭を求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員に調査又は質問をさせること。

(6) 法第9条の2第2項において準用する法第8条の2第2項の規定により告知をすること。

(7) 法第9条の3第1項の規定により児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童の住所又は居所を臨検させ、又は当該児童の搜索をさせること。

(8) 法第9条の3第2項の規定により児童の福祉に関する事務に従事する職員に調査又は質問をさせること。

(9) 法第9条の3第3項に規定する許可状を請求し、及び同項の規定により資料を提出すること。

(10) 法第9条の3第5項の規定により許可状を交付すること。

(11) 法第11条第3項の規定により勧告すること。

(12) 法第11条第4項の規定により必要な措置を講ずること。

(13) 法第13条の規定により意見を聴取等すること。

(証票)

第3条 法第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6に規定する証票は、別記第1号様式とする。

(出頭の要求の告知)

第4条 法第8条の2第2項の規定による告知は、出頭要求告知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(再出頭の要求の告知)

第5条 法第9条の2第2項において準用する法第8条の2第2項の規定による告知は、出頭要求告知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(臨検・搜索等の許可状の請求)

第6条 法第9条の3第1項の許可状の請求は、臨検・搜索許可状請求書(別記第4号様式)により行うものとする。

(指導の勧告)

第7条 法第11条第3項の規定による指導の勧告は、指導勧告書(別記第5号様式)により行うものとする。

(面会等の制限の通知等)

第8条 児童相談所長は、法第12条第1項の規定による制限をしようとする場合は、保護者に対し、面会・通信制限決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 児童相談所長は、法第12条第1項の規定による制限を行った場合は、虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られている場合においては、当該施設入所等の措置に係る同号に規定する里親(以下「里親」という。)若しくは当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長(以下「施設長」という。)に、虐待を受けた児童について同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われている場合においては、当該一時保護を委託された者(以下「一時保護を委託された者」という。)に対し、面会・通信制限通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

3 児童相談所長は、法第12条第1項に規定する制限を解除しようとする場合は、保護者に対し、面会・通信制限解除決定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

4 前項に規定する解除を行った場合は、里親、施設長又は一時保護を委託された者に対し、面会・通信制限解除通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

5 施設長は、法第12条第1項の規定による制限をしようとする場合は、保護者に対し、面会・通信制限決定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

6 前項の制限を行った場合における法第12条第2項の通知は、面会・通信制限報告書(別記第11号様式)により行うものとする。

- 7 施設長は、法第 12 条第 1 項に規定する制限を解除しようとする場合は、保護者に対し、面会・通信制限解除決定通知書（別記第 12 号様式）により行うものとする。
- 8 前項に規定する解除を行った場合における法第 12 条第 2 項の通知は、面会・通信制限解除報告書（別記第 13 号様式）により行うものとする。
（接近禁止命令）
- 第 9 条 法第 12 条の 4 第 4 項の命令書は、接近禁止命令書（別記第 14 号様式）とする。
- 2 知事は、法第 12 条の 4 第 1 項の規定による命令をした場合は、里親、施設長又は一時保護を委託された者に対し、接近禁止命令通知書（別記第 15 号様式）により通知するものとする。
- 3 施行規則第 5 条第 1 項の書面は、接近禁止命令取消書（別記第 16 号様式）とする。
- 4 知事は、法第 12 条の 4 第 1 項の規定による命令を取り消した場合は、里親、施設長又は一時保護を委託された者に対し、接近禁止命令取消通知書（別記第 17 号様式）により通知するものとする。
（雑則）
- 第 10 条 この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

（表）

第 号	証 票	
	<p>この証票を携帯する者は、「児童虐待の防止等に関する法律」第 8 条の 2 第 1 項の規定による調査又は質問、第 9 条第 1 項の規定による立入調査又は質問、第 9 条の 2 第 1 項の規定による調査又は質問並びに第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による臨検等を行うことができる職員である。</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 印</p>	

(裏)

「児童虐待の防止等に関する法律」抜粋

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 (略)

3 (略)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 (略)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2～6 (略)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

注意

1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この証票が不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

別記第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

出 頭 要 求 告 知 書

様

熊本県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める日時及び場所	日 時	年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所	熊本県 児童相談所	
連絡先電話番号		

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、 月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

別記第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

出 頭 要 求 告 知 書

様

熊本県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
出頭を求める日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所	熊本県 児童相談所	
連絡先電話番号		

- （注意）1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得たうえで、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、 月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

別記第4号様式（第6条関係）

臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

年 月 日

裁判所

裁判官 様

熊本県 児童相談所長

印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求します。

記

1 保護者の氏名及び生年月日

年 月 日生（ 歳）

2 臨検・捜索すべき場所

3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日

年 月 日生（ 歳）

4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料

5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料

6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料

7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料

8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

別記第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

指 導 勸 告 書

様

熊本県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定した児童福祉法第27条第1項第2号の規定による児童福祉司等の指導を受けるよう勧告します。

記

勧告の内容

指導措置を受ける者	児童氏名	男・女 年 月 日生（ 歳）		
	住 所			
	保護者氏名		続柄	
措置年月日				
理 由				
指 導 担 当 者	職	氏名	所属	摘要
	児童家庭支援センター名	所在地		摘要

別記第6号様式（第8条関係）

達第 号
年 月 日

面会・通信制限決定通知書

様

熊本県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	熊本県	児童相談所
連絡先電話番号		

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

面会・通信制限通知書

様

熊本県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信
の制限を行いましたので通知します。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	熊本県 児童相談所	
連絡先電話番号		

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

達第 号
年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

様

熊本県 児童相談所長 印

次のとおり、 児童相談所長が、 年 月 日付け 達第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第 12 条に基づく

同条第 1 項第 1 号に規定される下記の児童との面会

同条第 1 項第 2 号に規定される下記の児童との通信

の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所	熊本県 児童相談所	
連絡先電話番号		

別記第9号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

面会・通信制限解除通知書

様

熊本県 児童相談所長 印

次のとおり、 児童相談所長が、 年 月 日付け 達第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信
の制限を解除しましたので通知します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	熊本県 児童相談所	
連絡先電話番号		

別記第10号様式（第8条関係）

発第 号
年 月 日

面会・通信制限決定通知書

様

施設長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信

の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限する理由		
制限する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所 連絡先電話番号		

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第11号様式（第8条関係）

発 第 号
平成 年 月 日

面会・通信制限報告書

熊本県 児童相談所長 様

施設長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信
の制限を行いましたので報告します。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限する理由		
制限する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所		
連絡先電話番号		

別記第 1 2 号様式 (第 8 条関係)

発第 号
年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

様

施設長 印

次のとおり、施設長が、年 月 日付け 発第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第 1 2 条に基づく

同条第 1 項第 1 号に規定される下記の児童との面会

同条第 1 項第 2 号に規定される下記の児童との通信

の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所		
連絡先電話番号		

別記第13号様式（第8条関係）

発第 号
年 月 日

面会・通信制限解除報告書

熊本県 児童相談所長 様

施設長 印

次のとおり、施設長が、 年 月 日付け 発第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく

同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会

同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信

の制限を解除しましたので報告します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所		
連絡先電話番号		

別記第 1 4 号様式 (第 9 条関係)

達第 号
年 月 日

接 近 禁 止 命 令 書

様

熊本県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所		
連絡先電話番号		

教示

- 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第 1 7 条の規定により、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第15号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

接 近 禁 止 命 令 通 知 書

様

熊本県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令しましたので通知します。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所 連絡先電話番号		

別記第 1 6 号様式 (第 9 条関係)

達第 号
年 月 日

接 近 禁 止 命 令 取 消 書

様

熊本県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律第 1 2 条の 4 第 6 項の規定に基づき、本日付けで、次のとおり、
年 月 日 達第 号により命令しました接近禁止命令を取り消します。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならない。	
命令を取り消す理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

別記第17号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

接 近 禁 止 命 令 取 消 通 知 書

様

熊本県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、
年 月 日 達第 号により命令しました接近禁止命令を取り消しましたので通知します。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令を取り消す理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所 連絡先電話番号		

訓 令

熊本県訓令第 6 号

本庁各地方(局)課(総室・室・センター)
 各出地(方)出納先機 関
 教人育事委員会 各 局
 監事査委察員会 事 務 局
 警働働委員会 本 務 局
 議会事 務 局

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和 60 年熊本県訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

物品の寄附による取得申請書	別記第 2 号様式	第 9 条	を
取得物品調書	別記第 3 号様式	第 10 条	

に改める。

物品の寄附による取得申請書	別記第 2 号様式	第 9 条
物品の寄附による取得調書	別記第 2 号の 2 様式	第 9 条
取得物品調書	別記第 3 号様式	第 10 条

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 2 号の 2 様式

物品の寄附による取得調書				
				年 月 日
				物品管理者 職 氏名 ㊟
次のとおり寄附による物品を取得する。				
寄 附 申 込 者	住 所			
	氏 名		職 業	
品 名				
数 量				
価 格 又 は 評 価 額				
維 持 費 の 見 込 額				
取 得 に つ い て の 意 見				
検 収	検収年月日	年	月	日
	検収者 職 氏名	㊟		

別記第4号様式及び別記第14号様式中「出納長」を「会計管理者」に改める。
 別記第24号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。
 別記第32号様式中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県訓令第7号
熊本県公営企業管理規程第3号
熊本県教育委員会訓令第4号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 業 局
 教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子
 熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子
 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程〔平成12年熊本県公営企業管理規程第10号
 熊本県教育委員会訓令第5号〕

の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び福岡事務所」を「、福岡事務所及び病院局」に改める。

第10条中「企業局各課長」の次に「、病院局各部長（課長）」を加える。

別表第3中「熊本県福岡事務所長」を「熊本県福岡事務所長 熊本県病院局総務経営課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第250号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月31日

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町登立字淵ヶ浦 11427 の1、11432 の1、11432 の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第251号

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県産業活性化資金融資制度要項（平成17年熊本県告示第512号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「小売・卸売業、飲食店」を「卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業」に改める。

第4条中「、親和銀行」を削り、「長崎銀行」の次に「、山口銀行、豊和銀行」を加える。

第5条第2項中「近代化、」の次に「生活環境保全施設等の整備」を加え、同条第4項中「地場産業特別枠合理化計画書」を「熊本県産業活性化資金地場産業特別枠に係る事業合理化・近代化計画書」に改める。

第7条第1号エ中「7年以内」を「1年以上7年以内」に、「5年以内」を「1年以上5年以内」に改め、第2号エ中「7年以内」を「1年以上7年以内」に、「5年以内」を「1年以上5年以内」に改める。

第9条第2項中「借入申込書」を「融資申込書」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から適用する。

- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県産業活性化資金融資制度の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第252号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成20年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成13年熊本県告示第326号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「7年以内」を「1年以上7年以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、平成20年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。
（熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項の一部改正）
- 3 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項（平成16年熊本県告示第296号）の一部を次のように改正する。
附則第3項を削る。
- 4 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項（平成18年熊本県告示第374号の7）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。
- 5 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項（平成19年熊本県告示第321号）の一部を次のように改正する。
附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

熊本県告示第253号

熊本県小規模事業者資金融資制度要項を廃止する要項を次のように定める。
平成20年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項を廃止する要項
熊本県小規模事業者資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の12）は、廃止する。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による廃止前の熊本県小規模事業者資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第254号

熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成20年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第786号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号エ中「5年以内」を「1年以上5年以内」に改め、同条第2号エ中「7年以内」を「1年以上7年以内」に、「5年以内」を「1年以上5年以内」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第255号

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成20年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成8年熊本県告示第384号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び県内の商店街又は熊本県中小企業高度化資金の融資を受けた共同店舗（以下「共同店舗」という。）に出店又は新規開業しようとする」とを「又は過去に廃業の経験があ

り再び事業を開始」に改める。

第5条を次のように改める。

(融資対象者)

第5条 この要項に基づき融資する資金については、次の各号の資金枠を定める。

- (1) 一般枠
 - (2) 再チャレンジ枠
 - 2 前項第1号に掲げる資金枠による融資の対象となる中小企業者は、県内に居住し次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 次のいずれかに該当する創業者とする。
 - ア 事業を営んでいない個人で、1月以降に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
 - イ 事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 - (2) 次のいずれかに該当する創業者とする。
 - ア 事業を営んでいない個人で事業を開始した日以後5年を経過していないもの
 - イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - 3 第1項第2号に掲げる資金枠による融資の対象となる中小企業者は、県内に居住し次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもののうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの
 - イ 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの
 - (2) 事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの
 - イ 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの
 - (3) 事業を営んでいない個人で、事業を開始した日以後5年を経過していないもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの
 - イ 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの
 - (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該会社を設立した個人が過去に自ら営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの
 - イ 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの
- 第6条第3号に次のただし書きを加える。
- ただし、前条第1項第2号による融資を受ける場合であって、協会に対して負担する求償債務の消滅を目的として融資を受ける場合にあつてはこの限りでない。
- 第7条を次のように改める。
- (融資条件)
- 第7条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次の各号のとおりとする。
- (1) 融資限度額 1企業当たり 1,000万円以内。ただし、第5条第1項による融資を受ける場合で創業して1年未満の者については、必要とする事業資金の20パーセント以上の自己資金を控除した額を融資限度額とする。
 - (2) 資金使途 創業又は事業経営に必要な資金
 - (3) 融資利率
 - ア 契約で定めた融資期間が1年以上7年以内の場合 年2.00パーセント以内
 - イ 契約で定めた融資期間が7年を超え10年以内の場合 年2.30パーセント以内
 - (4) 融資期間 1年以上10年以内。うち据置期間1年以内
 - (5) 返済方法 原則として均等分割返済
 - (6) 担保・保証人 担保は徴求しないものとし、保証人は法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。
 - (7) 信用保証 すべて協会の保証付きとし、第5条第1項第1号による融資を受ける場合については創業関連保証によるものとし、同項第2号による融資を受ける場合については再挑戦支援保証によるものとする。
 - (8) 免責的債務引受 第5条第2項第1号イによる個人が会社を設立し当該会社により事業を開始した場合には、当該個人の会社設立及び事業開始に係る借入債務を会社に全部引き受けさせ、当該個人の当該借入債務を免れさせるものとし、第5条第3項第2号による個人が会社を設立後、当該会社により事業を開始した場合には、当該個人の会社設立及び事業開始に係る借入債務を会社に免責的に引き受け

させることとする。

第9条第1項を次のように改める。

融資を受けようとする者は、別に定める「熊本県創業者支援資金融資制度（一般枠・再チャレンジ枠）に係る事業計画書」（以下「事業計画書」という。）、協会所定の信用保証申込書及び県税に係る納税証明書、別に定める融資申込書に添付して事業所所在地の商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出するものとする。ただし、第5条第1項第2号による融資を受ける場合にあっては、協会所定の「資格要件申告書」を商工会議所等に提出するものとする。

第10条第1項を次のように改める。

前条の申込書を受理した商工会議所等は、事業計画書の内容について調査を行い、融資を行うことを適当と認めるときは、前条第1項に定める申込書及び事業計画書等に融資意見書を添えて速やかに取扱金融機関に送付し、あっせんを行うものとする。

第10条第2項から第4項までを削り、第5項中「第1項から第4項まで」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第6項を第3項とする。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（重複貸付の特認）

第11条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、既に熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）第8条ただし書の規定により、知事が必要と認めたもの（平成20年4月1日以降にこの要項の規定による融資のみを受けた者に限る。）として、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県創業者支援資金融資制度要項の規定による貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第256号

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成16年熊本県告示第293号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

（6）中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画書の認定を受けた同法第2条第1項に規定する者

第5条第3項に次の1号を加える。

（4）中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項に規定する基本計画が策定された中心市街地

第5条第4項に次の1号を加える。

（5）財団法人熊本県起業化支援センターにより株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者

第7条第1号工中「7年以内」を「1年以上7年以内」に改め、同号キ中「とする」の次に「が、第5条第2項第6号に係る融資を受けるものについては地域産業資源活用事業関連保証によるものとする」を加え、同条第2号工中「10年以内」を「1年以上10年以内」に改め、同条第3号工中「10年以内」を「1年以上10年以内」に改め、同号キ中「経営革新関連特別保険」を「経営革新関連保証」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の規定による貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第257号

熊本県経営サポート資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県経営サポート資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県経営サポート資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第319号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「10年以内」を「1年以上10年以内」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県経営サポート資金融資制度要項の規定による貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 258 号

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業短期資金融資制度要項（昭和 49 年熊本県告示第 449 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、親和銀行」を削り、「長崎銀行」の次に「、山口銀行、豊和銀行」を加える。
第 8 条中「者は」の次に「、別に定める融資申込書により」を加える。

附 則

- 1 この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県中小企業短期資金融資制度要項の規定による貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 259 号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱を廃止する要綱
熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱（昭和 42 年熊本県告示第 1002 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 260 号

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項
熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項（昭和 49 年熊本県告示第 540 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「当該交付の日の属する年（以下「当該年」という。）」を「当該交付の日の属する年度」に改める。

第 4 条中「9 月末日」を「5 月末日」に改める。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 261 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ウェルネスケア・熊本 熊本市龍田陳内 3 丁目 30 番地 18 号	有限会社介護支援事業所さくら	平成 20 年 3 月 25 日

熊本県告示第 262 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
泗水苑指定居宅介護支援事業所 菊池市泗水町永 1021 番地	社会福祉法人泗水福祉会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 263 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設

の指定の辞退があった。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
おおもり病院 宇城市小川町北新田 5 番	医療法人社団大森会	平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 264 号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成 8 年熊本県告示第 465 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 8 項、第 42 条第 2 項及び第 3 項、第 47 条第 3 項並びに第 49 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.4 パーセント」を「年 3.7 パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 265 号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成 12 年熊本県告示第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条第 6 項、第 42 条第 2 項及び第 3 項、第 47 条第 1 項及び第 2 項並びに第 49 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.4 パーセント」を「年 3.7 パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 266 号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成 12 年熊本県告示第 198 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 6 項、第 41 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項並びに第 48 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.4 パーセント」を「年 3.7 パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 267 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 号の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称 及び所在地	事業者の名称、主たる 事務所の所在地及び代 表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
多良木学園 球磨郡多良木町黒肥地 6525 番地 38	多良木町 球磨郡多良木町多良木 1648 番地 松本 照彦	平成 19 年 12 月 31 日	43218100014	共同生活援助

熊本県告示第 268 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、宇土市、宇城市及び下益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
宇土市	平成20年5月12日	午前10時から正午まで	宇土市役所 網田支所	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
宇土市	平成20年5月12日	午後1時半から午後3時まで	宇土市役所 網津支所	
宇土市	平成20年5月13日	午前10時から午後3時まで	宇土市役所	
宇土市	平成20年5月14日	午前10時から午後3時まで	宇土市役所	
宇城市	平成20年5月15日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター	
宇城市	平成20年5月16日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター	
宇城市	平成20年5月19日	午前10時から午後3時まで	宇城市農業就業改善センター	
宇城市	平成20年5月20日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所 不知火支所	
宇城市	平成20年5月21日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所 小川支所	
宇城市	平成20年5月22日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所 小川支所	
宇城市	平成20年5月26日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所 松橋本所	
宇城市	平成20年5月27日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所 松橋本所	
宇城市	平成20年5月28日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所 豊野支所	
美里町	平成20年5月29日	午前10時から午後3時まで	美里町役所 砥用庁舎	
美里町	平成20年5月30日	午前10時から午後3時まで	美里町役場 中央庁舎	
城南町	平成20年6月2日	午前10時から午後3時まで	城南町福祉センター	
城南町	平成20年6月3日	午前10時から午後3時まで	城南町福祉センター	
富合町	平成20年6月4日	午前10時から午後3時まで	富合町雁回館	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成20年5月12日から 平成20年5月30日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 269 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市大江四丁目 2 番 26 地先から 同所 2 番 24 地先まで	前	36.0	52.0	歩道の区域編入
			後	37.8 ～ 39.8	52.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 270 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町上永野字上造 965 番 1 地先から 同所 1033 番 1 地先まで	前	10.0 ～ 16.0	303.0	単道改
			後	10.0 ～ 16.0	303.0	
				10.3 ～ 65.0	225.0	
主要地方道	牛深天草線	天草市牛深町字鬼塚 2073 番 12 地先から 同所 2059 番 4 地先まで	前	4.8 ～ 13.0	200.0	緊道整
			後	4.8 ～ 13.0	200.0	
				13.0 ～ 29.0	180.0	
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市小群字前田 320 番 1 地先から 同市小群字土橋 3894 番地先まで	前	5.0 ～ 13.0	277.0	単道改
			後	12.0 ～ 19.0	277.0	

一般県道	津留鹿本線	山鹿市小坂字胡摩野 1542 番地先から 同市小坂字外田 1768 番 2 地先まで	前	3.8 ～ 19.3	1169.6	単道改
			後	3.8 ～ 19.3	1169.6	
				13.0 ～ 50.0	765.0	
一般県道	畑中山鹿線	山鹿市山鹿字嶋の本 656 番 2 地先から 同所 656 番 1 地先まで	前	17.6 ～ 45.0	69.8	廃道処分
			後	17.0 ～ 39.6	69.8	
一般県道	原植木線	鹿本郡植木町大字岩野字八久保 2421 番 4 地先から 同町大字有泉字小畑 650 番 1 先まで	前	8.0 ～ 9.6	33.1	側溝整備
			後	8.0 ～ 9.6	33.1	
		鹿本郡植木町大字岩野字八久保 2421 番 4 地先から 同町大字有泉字小畑 649 番 1 地先まで		1.5 ～ 3.6	56.9	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 271 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	上益城郡御船町大字滝尾字前田 2746 番 1 地先から 同所 2787 番 1 地先まで	212.0	災害防除工事
一般県道	河原新波野線	阿蘇郡高森町大字河原字耳津迫 1130 番 1 地先から 同町大字河原字上井望野 1103 番 1 地先まで	650.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 272 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供

用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	八代市坂本町中谷は 201 番地先から 同所 1245 番 1 地先まで	400.0	地域連携特一

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 273 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田南関線	玉名郡南関町大字関町字下長谷 856 番地先から 同町大字関外目字松田 1437 番 1 地先まで	751.0	単幹道
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市南島字白拍子 801 番 1 地先から 同所 798 番地先まで	48.0	単道改
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市小群字狩迫 3675 番 2 地先から 同市小群字土橋 3894 番地先まで	327.0	単道改
一般県道	津留鹿本線	山鹿市小坂字胡摩野 1542 番地先から 同市小坂字本胡摩野 1576 番地先まで	238.4	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 274 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市大江四丁目 2 番 26 地先から 同所 2 番 24 地先まで	52.0	歩道の区域編入

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 275 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	玉名郡和水町岩尻字服帰 1310 番 1 地先から 同町高野字坂川原 1291 番 1 地先まで	227.0	緊道整交安
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市下井手字助丸 498 番 2 地先から 同所 548 番 1 地先まで	133.0	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 276 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字赤崎 616 番 2 地先から 同町大字福浜字福浜 1659 番地先まで	256.5	緊道整
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字水尻 471 番 4 地先から 同町大字井牟田字中浦 1210 番 6 地先まで	804.2	緊道整
一般県道	一勝地神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地甲宮園 445 番地先から 同村大字一勝地丙柳詰 20 番 2 地先まで	32.0	橋架替

2 供用を開始する期日 平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 277 号

昭和 63 年 9 月 6 日熊本県告示第 618 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 2 項の表中「昭和 63 年 3 月 31 日熊本県告示第 271 号で指定された」を「熊本県景観計画（熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）第 6 条に規定する景観計画をいう。）で定められた」に改める。

第 3 項の表 1 の 7 の項中「熊本県自動車運転試験場前」を「宇城市道久具松橋大道線との交点（宇城市松橋町久具地内）」に改め、同表 1 の 11 の項中「町道湯浦停車場線」を「芦北町道湯浦停車場線」に、「水俣橋」を「新水俣橋」に改め、同表 2 の 8 の項中「（菊陽バイパス）」を削り、「国道 57 号大津バイパスとの交点」を「県道熊本菊陽線との交点」に改め、同表 21 の 23 の項中「（芦北町白岩地内）」を「（芦北町芦北地内）」に改め、同表 22 の 8 の項中「県道益城菊陽線」を「県道辛川鹿本線」に改め、同表 22 の 10 の項中「（バイパス）」を削り、「県道植木インター菊池線との交点」を「菊池市道野間口線との交点」に改める。

第 5 項第 1 号中「第一種住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域のうち第三種禁止地域として指定した区域」に改め、同項第 2 号中「普通地域」の次に「のうち第三種禁止地域として指定した区域」を加え、同項第 3 号中「第三種禁止地域」を「第三種禁止地域」に改める。

熊本県告示第 278 号

昭和 33 年 5 月 30 日付け熊本県告示第 334 号（海岸法第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

国土交通省港湾局所管の表八代海沿岸の部阿村港の項中

松島町 大字阿 村	大瀬	点 1 号、点 2 号、点 3 号、点 4 号、点 5 号、点 6 号、点 7 号、点 8 号、点 9 号、点 10 号、点 11 号、点 12 号、点 13 号、点 14 号、点 15 号、カ点、ワ点、オ点、ル点、ヌ点、リ点、チ点、ト点、ヘ点、ホ点、ニ点、ハ点、ロ点、イ点及び点 1 号を順次結んだ線により囲まれた区域
		註 点 1 号 天草郡松島町大字阿村道路改修記念碑西端角から 121 度 12 米の点 点 2 号 点 1 号から 30 度 280 米の点 点 3 号 点 2 号から 39 度 288 米の点 点 4 号 点 3 号から 17 度 52 米の点 点 5 号 点 4 号から 100 度 204 米の点 点 6 号 点 5 号から 51 度 110 米の点 点 7 号 点 6 号から 305 度 103 米の点 点 8 号 点 7 号から 23 度 196 米の点 点 9 号 点 8 号から 73 度 114 米の点 点 10 号 点 9 号から 36 度 62 米の点 点 11 号 点 10 号から 343 度 76 米の点 点 12 号 点 11 号から 60 度 58 米の点 点 13 号 点 12 号から 332 度 124 米の点 点 14 号 点 13 号から 0 度 170 米の点 点 15 号 天草郡松島町大字阿村 150 の 2 番地地先住家西端角から 30 度 7.5 米の点 イ点 点 2 号から 327 度 110 米の点 ロ点 点 3 号から 45 度 80 米の点 ハ点 点 4 号から 50 度 60 米の点 ニ点 点 5 号から 354 度 56 米の点

	<p>ホ点 点6号から374度70米の点 へ点 点7号から255度64米の点 ト点 点8号から320度65米の点 チ点 点9号から324度58米の点 リ点 点10号から264度60米の点 又点 点11号から294度62米の点 ル点 点12号から310度59米の点 ヲ点 点13号から285度56米の点 ワ点 点14号から252度54米の点 カ点 点15号から232度60米の点</p>	
<p>鬼塚</p>	<p>点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、 点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、点14 号、点15号、点16号、点17号、レ点、夕点、ヨ点、カ点、ワ 点、ヲ点、ル点、又点、リ点、チ点、ト点、へ点、ホ点、二点、 八点、口点、イ点及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域 註 点1号 天草郡松島町大字阿村5180の8番地地先造船所北端から 2度5米の点 点2号 点1号から137度256米の点 点3号 点2号から64度143米の点 点4号 点3号から336度130米の点 点5号 点4号から16度34米の点 点6号 点5号から49度104米の点 点7号 点6号から57度120米の点 点8号 点7号から9度34米の点 点9号 点8号から137度70米の点 点10号 点9号から72度102米の点 点11号 点10号から347度70米の点 点12号 点11号から94度44米の点 点13号 点12号から146度255米の点 点14号 点13号から152度53米の点 点15号 点14号から107度45米の点 点16号 点15号から218度73米の点 点17号 点16号から349度84米の点 イ点 点1号から40度55米の点 口点 点2号から19度55米の点 八点 点3号から313度65米の点 二点 点4号から259度55米の点 ホ点 点5号から292度70米の点 へ点 点6号から332度63米の点 ト点 点7号から311度60米の点 チ点 点8号から338度55米の点 リ点 点9号から354度60米の点 又点 点10号から316度59米の点 ル点 点11号から332度62米の点 ヲ点 点12号から52度60米の点 ワ点 点13号から48度63米の点 カ点 点17号から326度55米の点</p>	<p>を</p>

	釜	<p>点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、ト点、へ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>註</p> <p>点1号 天草郡松島町大字阿村小島堤塘北端外側角から307度5米の点</p> <p>点2号 点1号から199度60米の点</p> <p>点3号 点2号から129度110米の点</p> <p>点4号 点3号から280度44米の点</p> <p>点5号 点4号から214度100米の点</p> <p>点6号 点5号から196度121米の点</p> <p>点7号 点6号から141度150米の点</p> <p>点8号 点7号から224度105米の点</p> <p>点9号 点8号から203度196米の点</p> <p>点10号 点9号から123度263米の点</p> <p>点11号 点10号から196度185米の点</p> <p>点12号 点11号から162度114米の点</p> <p>イ点 点1号から123度55米の点</p> <p>口点 点2号から87度55米の点</p> <p>八点 点4号から53度60米の点</p> <p>二点 点6号から80度63米の点</p> <p>ホ点 点7号から79度55米の点</p> <p>へ点 点9号から71度62米の点</p> <p>ト点 点10号から46度60米の点</p>
阿村	阿村	<p>点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、点14号、点15号、点16号、点17号、点18号、点19号、点20号、点21号、点22号、点23号、点24号、点25号、点26号、点27号、点28号、点29号、点30号、点31号、点32号、点33号、点34号、点35号、点36号、点37号、点38号、点39号、点40号、点41号、点42号、点43号、コ点、フ点、ケ点、マ点、ヤ点、ク点、オ点、ウ点、ム点、ラ点、ナ点、ネ点、ツ点、ソ点、レ点、タ点、ヨ点、カ点、ワ点、ヅ点、ル点、ヌ点、リ点、チ点、ト点、へ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点、及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域。</p> <p>基点1号 上天草市松島町阿村地内 (X-52855.579, Y-51184.096)</p> <p>註</p> <p>点1号 基点1号から36度578mの点</p> <p>点2号 点1号から217度60mの点</p> <p>点3号 点2号から252度175mの点</p> <p>点4号 点3号から303度113mの点</p> <p>点5号 点4号から220度70mの点</p> <p>点6号 点5号から141度130mの点</p> <p>点7号 点6号から176度220mの点</p> <p>点8号 点7号から224度114mの点</p> <p>点9号 点8号から260度125mの点</p> <p>点10号 点9号から276度655mの点</p>

点11号 点10号から185度45mの点
 点12号 点11号から253度118mの点
 点13号 点12号から204度105mの点
 点14号 点13号から130度290mの点
 点15号 点14号から201度290mの点
 点16号 点15号から309度120mの点
 点17号 点16号から22度225mの点
 点18号 点17号から308度260mの点
 点19号 点18号から27度200mの点
 点20号 点19号から73度65mの点
 点21号 点20号から10度45mの点
 点22号 点21号から318度145mの点
 点23号 点22号から12度165mの点
 点24号 点23号から340度108mの点
 点25号 点24号から262度55mの点
 点26号 点25号から302度120mの点
 点27号 点26号から346度185mの点
 点28号 点27号から265度80mの点
 点29号 点28号から200度40mの点
 点30号 点29号から140度95mの点
 点31号 点30号から206度70mの点
 点32号 点31号から263度110mの点
 点33号 点32号から288度280mの点
 点34号 点33号から160度95mの点
 点35号 点34号から215度95mの点
 点36号 点35号から282度140mの点
 点37号 点36号から170度83mの点
 点38号 点37号から235度110mの点
 点39号 点38号から291度62mの点
 点40号 点39号から211度145mの点
 点41号 点40号から146度148mの点
 点42号 点41号から200度135mの点
 点43号 点42号から306度245mの点
 イ点 点1号から315度70mの点
 口点 点2号から315度65mの点
 八点 点3号から0度65mの点
 二点 点4号から0度65mの点
 ホ点 点5号から270度65mの点
 へ点 点6号から230度60mの点
 ト点 点7号から290度70mの点
 チ点 点9号から20度80mの点
 リ点 点21号から60度65mの点
 ヌ点 点22号から70度90mの点
 ル点 点23号から55度75mの点
 ヲ点 点24号から15度75mの点
 ワ点 点26号から55度50mの点
 カ点 点27号から35度80mの点
 ヲ点 点28号から315度70mの点
 タ点 点32号から30度75mの点

に改める。

		レ点 点33号から345度70mの点 ソ点 点33号から270度60mの点 ツ点 点34号から265度60mの点 ネ点 点36号から12度60mの点 ナ点 点36号から305度90mの点 ラ点 点37号から290度60mの点 ム点 点38号から350度60mの点 ウ点 点39号から340度95mの点 オ点 点39号から300度90mの点 ク点 点40号から280度60mの点 ヤ点 点41号から270度55mの点 マ点 点42号から347度80mの点 ケ点 点43号から95度85mの点 フ点 点43号から67度105mの点 コ点 点43号から28度90mの点	
--	--	---	--

国土交通省港湾局所管の表八代海沿岸の部永目港の項中

永目	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、 点8号、チ点、ト点、ヘ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点及び 点1号を順次結んだ線により囲まれた区域 註 点1号 天草郡姫戸村大字姫浦字日守3382番地々先波除昇降口 角より270度6.40米の点 点2号 点1号から46度130米の点 点3号 点2号から31度130米の点 点4号 点3号から60度120米の点 点5号 点4号から77度260米の点 点6号 点5号から87度90米の点 点7号 点6号から29度176米の点 点8号 天草郡姫戸村大字姫浦字鯨崎4181番地々先、橋梁親杭か ら335度13.70米の点 イ点 点1号から116度56米の点 口点 点2号から133度55米の点 八点 点3号から133度58米の点 二点 点4号から160度60米の点 ホ点 点5号から172度54米の点 ヘ点 点6号から150度55米の点 ト点 点7号から128度55米の点 チ点 点8号から160度71米の点
----	--

を

姫浦	永目	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、 点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、ト点、 ヘ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点、及び点1号を順次結んだ 線により囲まれた区域。 基点1号 上天草市姫戸町姫浦地内(X-60723.852, Y-54529.799) 註 点1号 基点1号から228度508mの点 点2号 点1号から45度138mの点 点3号 点2号から125度33mの点
----	----	--

に改める。

点4号 点3号から30度92mの点
 点5号 点4号から42度155mの点
 点6号 点5号から54度140mの点
 点7号 点6号から355度45mの点
 点8号 点7号から65度74mの点
 点9号 点8号から164度50mの点
 点10号 点9号から90度20mの点
 点11号 点10号から65度105mの点
 点12号 点11号から351度70mの点
 点13号 点12号から67度246mの点
 イ点 点1号から129度40mの点
 口点 点3号から150度35mの点
 八点 点5号から130度50mの点
 二点 点6号から130度60mの点
 ホ点 点11号から110度70mの点
 へ点 点12号から110度75mの点
 ト点 点13号から159度60mの点

国土交通省港湾局所管の表八代海沿岸の部二間戸港の項中

二間戸	<p>二間戸 点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、点14号、点15号、点16号、点17号、点18号、点19号、ヌ点、リ点、チ点、ト点、へ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点、及び点1号を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>註</p> <p>点1号 天草郡姫戸町3等三角点丸山（北緯32度25分17秒東経130度24分58秒）から209度972メートルの点 点2号 点1号から262度150メートルの点 点3号 点2号から329度30分430メートルの点 点4号 点3号から305度30分325メートルの点 点5号 点4号から55度30分125メートルの点 点6号 点5号から341度30分65メートルの点 点7号 点6号から256度30分130メートルの点 点8号 点7号から345度30分60メートルの点 点9号 点8号から75度30分125メートルの点 点10号 点9号から337度30分365メートルの点 点11号 点10号から47度80メートルの点 点12号 点11号から159度200メートルの点 点13号 点12号から54度197メートルの点 点14号 点13号から323度30分210メートルの点 点15号 点14号から48度60メートルの点 点16号 点15号から140度210メートルの点 点17号 点16号から157度343メートルの点 点18号 点17号から171度30分105メートルの点 点19号 点18号から108度30分520メートルの点 イ点 点1号から29度70メートルの点 口点 点2号から20度90メートルの点 八点 点3号から73度30分70メートルの点 二点 点5号から146度30分150メートルの点 ホ点 点12号から173度30分60メートルの点</p>
-----	--

を

		<p>へ点 点13号から147度50メートルの点 ト点 点17号から266度75メートルの点 チ点 点18号から257度173メートルの点 リ点 点19号から260度337メートルの点 ヌ点 点19号から209度110メートルの点</p>	
<p>二間戸</p>	<p>二間戸</p>	<p>点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、点10号、点11号、点12号、点13号、点14号、点15号、点16号、点17号、点18号、点19号、点20号、点21号、点22号、ル点、ヌ点、リ点、チ点、ト点、へ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点、及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域。</p> <p>基点1号 上天草市姫戸町二間戸地内 (X-64005.424, Y-55996.902)</p> <p>注</p> <p>点1号 基点1号から140度587メートルの点 点2号 点1号から275度140メートルの点 点3号 点2号から327度280メートルの点 点4号 点3号から340度140メートルの点 点5号 点4号から305度334メートルの点 点6号 点5号から57度125メートルの点 点7号 点6号から346度66メートルの点 点8号 点7号から259度125メートルの点 点9号 点8号から350度56メートルの点 点10号 点9号から76度123メートルの点 点11号 点10号から344度170メートルの点 点12号 点11号から329度100メートルの点 点13号 点12号から355度120メートルの点 点14号 点13号から58度45メートルの点 点15号 点14号から159度200メートルの点 点16号 点15号から56度195メートルの点 点17号 点16号から325度210メートルの点 点18号 点17号から53度50メートルの点 点19号 点18号から143度240メートルの点 点20号 点19号から160度360メートルの点 点21号 点20号から235度70メートルの点 点22号 点21号から112度582メートルの点 イ点 点1号から28度70メートルの点 口点 点2号から30度90メートルの点 八点 点3号から50度70メートルの点 二点 点4号から55度70メートルの点 ホ点 点6号から99度100メートルの点 へ点 点15号から170度50メートルの点 ト点 点16号から170度50メートルの点 チ点 点20号から280度100メートルの点 リ点 点21号から237度110メートルの点 ヌ点 点21号から146度200メートルの点 ル点 点22号から211度50メートルの点</p>	<p>に改める。</p>

熊本県告示第279号

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和63年3月24日熊本県告示第243号）の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部を改正する要綱
熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和63年3月24日熊本県告示第243号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第97号」の次に「。以下「法」という。」を、「条例第23号」の次に「。以下「条例」という。」を、「措置について」の次に「、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために」を加える。

第2条を次のように改める。

（光化学スモッグ）

第2条 光化学オキシダントを原因として発生する光化学スモッグによる大気汚染に係る緊急時の措置については、第13条に定めるものを除き、別に定める。

第3条中「、二酸化窒素及びオキシダント」を「又は二酸化窒素（以下「大気汚染物質」という。）」に改め、「一時間値」の次に「（以下「濃度」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局（以下「測定局」という。）によって行う。

第9条の見出しを「（立入検査）」に改め、同条中「注意報等」を「硫黄酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報」に改め、「減少措置」の次に「の実施状況」を加え、「知事は、その職員をして必要に応じ、立入り検査を実施させる」を「その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させる」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「特定工場は、緊急時におけるばい煙量」を「特定工場に対する緊急時の措置をとるに当たっては、あらかじめばい煙量等」に、「作成し、あらかじめ知事に届け出なければならない」を「届け出るよう協力を求める」に、「変更する」を「変更し、又は廃止する」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「措置及び」を「発令及び」に、「措置の解除は、」を「解除を行ったときは、速やかに当該地域の県民及び」に、「次の事項を電話又はテレビジョン、ラジオ等」を「、次の事項をテレビ、ラジオ、インターネット、電子メール等」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「措置」の次に「内容」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）発令地域

第7条第2項及び第3項を次のように改める。

2 注意報等を発令した場合は、発令地域の県民等に対して、必要に応じて屋外活動の自粛を要請する。

3 前2項の措置をとるに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。

第7条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

4 硫黄酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合には、熊本県公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

第6条の見出し中「措置」を「注意報等」に改め、同条中「前条に定める措置をとった後について、測定値が、別表1又は別表2の発令基準の欄に掲げる値未満まで減少し、気象条件からみて」を「第5条に定める注意報等を発令した後、大気汚染物質の濃度が別表1の発令基準を下回った場合において、気象条件等から見て」に、「当該措置」を「当該注意報等」に改め、「ものとする。」を削り、同条を第8条とする。

第5条の見出しを「（注意報等発令時の措置）」に改め、同条中「又は別表2の当該欄に対応する措置の欄」を削り、「ただし、」の次に「大気汚染物質の」を加え、「当該工場に対する」を「当該発生源である工場又は自動車に対するいずれかの」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「大気中における汚染物質」を「大気汚染物質」に改め、「（以下「濃度」という。）」及び「又は別表2」を削り、「の欄に掲げる状態のいずれかに該当することとなった」を「に達した」に、「気象条件」を「気象条件等」に改め、同条第2項中「別表3」を「別表2」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定工場）

第6条 この要綱において「特定工場」とは、ばい煙発生施設（法第2条第2項又は条例第7条第2項に規定する施設をいう。）から排出される硫黄酸化物の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上となる工場又は事業場で、別表2に掲げる発令地域に立地しているものをいう。

第3条の次に次の1条を加える。

（気象情報の収集）

第4条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

第11条の次に次の3条を加える。

（相談窓口の設置）

第 12 条 注意報等を発令したときは、大気汚染物質による健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。

(連絡会議)

第 13 条 緊急時の措置を円滑かつ効果的に実施するために、市町村、関係機関等で構成する熊本県大気汚染緊急時対策連絡会議を開催する。

(雑 則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表 1 を次のように改める。

別表 1 注意報等の発令基準及び措置 (第 5 条、第 7 条、第 8 条関係)

発令呼称		発令基準	措 置
硫黄酸化物	注意報	(1) 1 測定局において、大気中の硫黄酸化物濃度の 1 時間値 (以下「SOx 値」という。) が 0.1ppm 以上で 2 時間以上継続したとき。 (2) 1 測定局において SOx 値が 0.2ppm 以上となったとき。	特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量 (通常の排出量。以下同じ。) の 20% 削減協力要請
	スモッグ 第 1 警報	(1) 1 測定局において SOx 値が 0.2ppm 以上で 3 時間以上継続したとき。 (2) 1 測定局において SOx 値が 0.3ppm 以上で 2 時間以上継続したとき。 (3) 1 測定局において SOx 値が 0.5ppm 以上となったとき。 (4) 1 測定局において SOx 値の 48 時間平均値が 0.15ppm 以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の 20% 削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ 第 2 警報	(1) 1 測定局において SOx 値が 0.5ppm 以上で 2 時間継続したとき。 (2) 1 測定局において SOx 値の 48 時間平均値が 0.2ppm 以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の 50% 削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ 第 3 警報	(1) 1 測定局において SOx 値が 0.5ppm 以上で 3 時間以上継続したとき。 (2) 1 測定局において SOx 値が 0.7ppm 以上で 2 時間以上継続したとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の 80% 削減命令 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
浮遊粒子状物質	注意報	1 測定局において、大気中の浮遊粒子状物質濃度の 1 時間値 (以下「SPM 値」という。) が 2.0mg/m ³ 以上で 2 時間以上継続したとき	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量 (通常の使用量。以下同じ。) の 20% 削減要請
	警報	1 測定局において SPM 値が 3.0mg/m ³ 以上で 3 時間以上継続したとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の 40% 削減命令
一酸化炭素	注意報	1 測定局において、大気中の一酸化炭素濃度の 1 時間値 (以下「CO 値」という。) が 30ppm 以上になったとき。	自動車運行の自粛要請
	警報	1 測定局において CO 値が 50ppm 以上になったとき。	自動車運行の自粛要請

二酸化窒素	注意報	1 測定局において、大気中の二酸化窒素濃度の 1 時間値（以下「NO ₂ 値」という。）が 0.5ppm 以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の 20%削減要請
	警報	1 測定局において NO ₂ 値が 1ppm 以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の 40%削減命令

別表 2 を次のように改める。

別表 2 発令地域及び測定局等一覧（第 5 条、第 6 条関係）

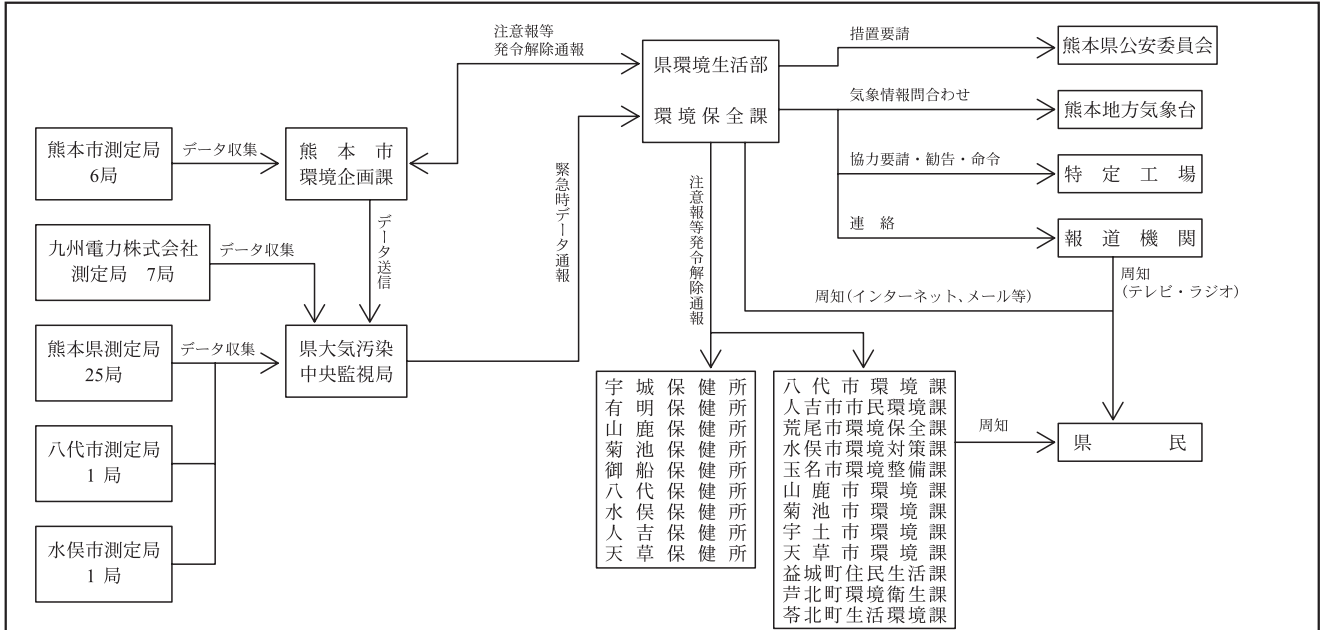
発令地域	測定局	設置場所	所管
荒尾市	荒尾市役所	荒尾市宮内出目 390	県
玉名市	有明保健所	玉名市大字岩崎 1004-1	県
山鹿市	山鹿健康福祉センター	山鹿市大字中 578	県
菊池市	菊池市役所	菊池市大字隈府字前田 878-1	県
熊本市	京町	熊本市京町本丁 1-14	熊本市
	錦ヶ丘	熊本市錦ヶ丘 1-1	〃
	古町	熊本市二本木 4 丁目 9-65	〃
	天明	熊本市奥古閑 3097	〃
	楡木	熊本市楡木 3-9-1	〃
	水道町自動車排ガス測定局	熊本市水道町 13-2	〃
	神水本町自動車排ガス測定局	熊本市神水本町 967-1	〃
益城町	益城町役場	益城町宮園 702	県
宇土市	宇土運動公園	宇土市旭町 375	県
八代市	八代市役所	八代市松江城町 1-57	県
	八代八千把	八代市古閑上町 197	〃
	八代市保健センター	八代市高下西町 1726-5	八代市
	八代自動車排ガス測定局	八代市東片町 271-1	県
芦北町	小田浦公民館	芦北町小田浦 1572-1	県
水俣市	水俣保健所	水俣市八幡町 2 丁目 2-13	県
	水俣丸島	水俣市丸島町 3 丁目 187	水俣市
人吉市	人吉保健所	人吉市寺町 12-1	県
天草市	天草保健所	天草市今釜新町 3530	県
	五和手野	天草市五和町大字井手 3768-2	〃
	天草高浜	天草市天草町白鶴浜 897-16	〃
	九電本渡宮地岳	天草市宮地岳町 5518-1	九電
	九電天草下田	天草市天草町下田北字湯の上 1388-1	〃
	九電新和小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開 5208-105	〃
	九電河浦	天草市河浦町河浦字高添 796-4	〃
苓北町	苓北志岐	苓北町志岐 460	県
	九電苓北坂瀬川	苓北町坂瀬川字小崎 2865	九電
	九電苓北都呂々	苓北町都呂々古里 1211-1	〃
	九電苓北木場	苓北町木場都呂々字陰平 6118-2	〃

備考 九電は、九州電力株式会社を表す。

別表 3 を削る。

緊急時連絡系統全体図を次のように改める。

緊急時連絡系統全体図



附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 280 号

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項を次のように定める。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項

(目 的)

第 1 条 この要項は熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 条に基づき、熊本県知事が行う光化学スモッグに係る緊急時の措置について、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(測 定)

第 2 条 光化学オキシダントの大気中における含有率の 1 時間値（以下「濃度」という。）の算定は、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）第 18 条の規定による。
2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局（以下「測定局」という。）又は大気環境測定車によって行う。

(気象情報の収集)

第 3 条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

(特定工場)

第 4 条 この要項において「特定工場」とは、別表 1 に掲げる工場又は事業場をいう。

(注意報等の発令)

第 5 条 光化学オキシダントの濃度が別表 2 の発令基準に達し、細則に定める要件に該当した場合において、気象条件等から見て当該状態が継続すると認められるときは、当該欄に対応する発令呼称の欄に掲げる予報、注意報、警報又は重大警報（以下「注意報等」という。）を発令する。
2 発令地域は別表 3 のとおりとする。

(注意報等発令時の措置)

第 6 条 注意報等の発令時の措置は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(注意報等の解除)

第 7 条 第 5 条に定める注意報等が発令した後、光化学オキシダントの濃度が別表 2 の発令基準を下回り、細則に定める要件に該当した場合において、気象条件等から見て濃度が更に減少すると認められるときは、当該注意報等を解除し、又は変更する。

(周知等の方法)

第 8 条 予報の発令又は解除は、別表 2 の周知対象に対して、次の事項をファクシミリ、電子メール等により速やかに周知することによって行う。

- (1) 発令呼称
- (2) 発令地域
- (3) 発令（解除）時刻
- (4) 措置内容
- (5) 大気汚染の状況

2 注意報等（予報を除く。）の発令又は解除は、別表 2 の周知対象に対して、前項各号に掲げる事項をテレビ、ラジオ、インターネット、ファクシミリ、電子メール等により

- 速やかに周知することによって行う。
- 3 前項の周知を行うに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。
 - 4 光化学スモッグ重大警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては、熊本県公安委員会に対し道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 110 条の 2 第 1 項の規定による措置をとるべきことを要請する。
（削減措置及び報告）
- 第 9 条 特定工場に対する緊急時の措置をとるにあたっては、あらかじめ燃料使用量等の削減措置に関する計画（以下「削減計画」という。）を届け出るよう協力を求める。これを変更又は廃止する場合も同様とする。
- 2 特定工場が削減計画に基づき削減措置を実施したときは、直ちに連絡するよう求める。
 - 3 緊急時の措置を解除したときは、特定工場に速やかに削減実施報告書を提出するよう求める。
（立入検査）
- 第 10 条 光化学スモッグ重大警報の発令時においては、特定工場が行う削減措置の実施状況を確認するため、その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させることができる。
（相談窓口の設置）
- 第 11 条 注意報等が発令した場合は、光化学スモッグによる健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。
（雑 則）
- 第 12 条 この要項に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は細則に定める。
附 則
この要項は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

ばい煙に係る特定工場	ばい煙発生施設から排出される湿りガス量の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 4 万立方メートル以上となる工場又は事業場
揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）に係る特定工場	VOC 排出施設が設置されている工場又は事業場

備考

- 1 ばい煙発生施設は、法第 2 条第 2 項及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第 7 条第 2 項に規定するばい煙発生施設をいう。
- 2 VOC 排出施設は、法第 2 条第 5 項に規定する VOC 排出施設をいう。

別表 2（第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条関係）

発令呼称	発令基準	周知対象	措 置
光化学スモッグ予報	大気中の光化学オキシダント濃度の 1 時間値（以下「1 時間値」という。）が 0.1ppm 以上となり、0.12ppm に達するおそれがある場合	市町村、関係機関、特定工場及び報道	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係機関に、注意報の発令に備えた準備を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量（通常量。以下同じ。）及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量の削減準備を要請
光化学スモッグ注意報	1 時間値が 0.12ppm 以上になった場合	市町村、関係機関、特定工場、報道及び県民等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量を削減するよう協力を要請
光化学スモッグ警報	1 時間値が 0.24ppm 以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量を原則として 20%削減するよう勧告
光化学スモッグ重大警報	1 時間値が 0.4ppm 以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量を原則として 40%削減するよう命令

備考 関係機関については細則に定める。

別表 3 (第 5 条関係)

測定局	発令地域	発令地域の範囲
荒尾市役所	荒尾地域	荒尾市、南関町、長洲町、和水町
有明保健所	玉名地域	玉名市、玉東町、植木町
山鹿健康センター	山鹿市地域	山鹿市
菊池市役所	菊池・阿蘇地域	菊池市、阿蘇市、大津町、南小国町、小国町、産山村
京町 錦ヶ丘 古町 天明 楡木	熊本地域	熊本市、合志市、菊陽町
益城町役場	南阿蘇地域	高森町、西原村、南阿蘇村、益城町
宇土運動公園	宇城・上益城地域	宇土市、宇城市、城南町、富合町、美里町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町
八代市役所	八代地域	八代市、氷川町
小田浦公民館	芦北町地域	芦北町
水俣保健所	水俣地域	水俣市、津奈木町
人吉保健所	人吉・球磨地域	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
天草保健所 苓北志岐 九電河浦 九電苓北木場	天草地域	上天草市、天草市、苓北町

備考

- 1 九電は、九州電力株式会社が所管する測定局を表す。
- 2 大気環境測定車の測定により注意報等を発令する場合の発令地域は、測定車が設置されている発令地域とする。

公 告

熊本県公告第 225 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町豊水字頭図 3326 番 5、同 3327 番 1、同 3328 番、同 3329 番、同 3333 番 1
及び 3334 番 3
3,711.22 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟市南区清水 4501 番地 1
株式会社コメリ

熊本県公告第 226 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 33 条の規定により、同法第 34 条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名称 医療法人信和会

住所 福岡県大牟田市黄金町一丁目178番地

熊本県公告第227号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市水前寺六丁目5番23号
- 2 築造者の氏名 株式会社住まいのハウリー
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3031番14
- 4 道路の幅員 4.01メートル
- 5 道路の延長 19.10メートル
- 6 指定年月日 平成20年3月18日
- 7 指定番号 菊池景建第96号

際 載 依 拠

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

有明海自動車航送船組合

管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合同第三号

有明海自動車航送船組合同職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

有明海自動車航送船組合同職員の給与に関する条例(昭和二十三年有明海自動車航送船組合同第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第五条関係)

海 事 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	138,000	181,100	215,300	251,400	286,900	317,900	333,600
2	139,000	183,300	217,000	253,300	288,400	319,800	336,100
3	140,100	185,500	218,700	255,200	289,900	321,700	338,600
4	141,100	187,700	220,400	257,100	291,400	323,600	341,100
5	142,100	189,800	221,900	259,100	293,000	325,500	343,600
6	143,400	191,700	223,600	261,100	294,400	327,300	346,100
7	144,700	193,600	225,300	263,100	295,800	329,100	348,600
8	146,000	195,500	227,000	265,100	297,200	330,900	351,100
9	147,100	197,300	228,700	266,900	298,600	332,800	353,600
10	148,600	198,900	230,500	268,800	299,900	334,500	356,100
11	150,200	200,500	232,300	270,700	301,200	336,200	358,600
12	151,700	202,100	234,100	272,600	302,500	337,900	361,100
13	153,000	203,700	235,900	274,300	303,900	339,500	363,600
14	154,500	205,300	237,700	275,900	305,000	341,200	366,000
15	156,000	206,900	239,500	277,500	306,100	342,900	368,400
16	157,600	208,500	241,300	279,100	307,200	344,600	370,800
17	159,000	210,000	243,200	280,700	308,300	346,200	373,300
18	160,700	211,400	245,300	282,200	309,400	347,900	375,700
19	162,400	212,800	247,400	283,700	310,500	349,600	378,100
20	164,100	214,200	249,500	285,200	311,600	351,300	380,500
21	165,700	215,400	251,400	286,800	312,600	352,900	382,700
22	167,600	216,800	253,300	288,300	313,700	354,500	384,900
23	169,500	218,300	255,200	289,800	314,800	356,100	387,100
24	171,400	219,800	257,100	291,300	315,900	357,700	389,300
25	173,100	221,200	259,100	292,900	316,800	359,300	391,400
26	174,900	222,600	261,100	294,300	317,700	360,900	393,200
27	176,700	224,100	263,100	295,700	318,600	362,500	395,000
28	178,500	225,600	265,100	297,100	319,500	364,100	396,800
29	180,100	226,900	266,900	298,500	320,500	365,600	398,700
30	182,200	228,500	268,800	299,800	321,400	367,100	400,200
31	184,300	230,100	270,700	301,100	322,300	368,600	401,700
32	186,400	231,600	272,600	302,400	323,200	370,100	403,200
33	188,300	233,000	274,300	303,800	324,100	371,500	404,500
34	190,200	234,500	275,900	304,900	325,000	372,800	405,900
35	192,100	235,900	277,500	306,000	325,900	374,100	407,300
36	194,000	237,300	279,100	307,100	326,800	375,400	408,700
37	195,800	238,600	280,700	308,200	327,700	376,800	410,200
38	197,400	239,900	282,200	309,300	328,600	378,100	411,600
39	199,000	241,300	283,700	310,400	329,500	379,400	413,000
40	200,600	242,700	285,200	311,500	330,400	380,700	414,400

41	202,000	243,800	286,800	312,500	331,300	381,800	415,800
42	203,600	245,300	288,300	313,600	332,200	383,000	416,700
43	205,200	246,800	289,800	314,700	333,100	384,200	417,600
44	206,800	248,300	291,300	315,800	334,000	385,400	418,500
45	208,300	249,800	292,900	316,700	334,900	386,600	419,200
46	209,600	251,300	294,300	317,600	335,800	387,800	419,800
47	210,900	252,800	295,700	318,500	336,700	389,000	420,400
48	212,200	254,300	297,100	319,400	337,600	390,200	421,000
49	213,600	255,900	298,500	320,300	338,400	391,300	421,600
50	214,800	257,400	299,800	321,100	339,100	392,400	422,200
51	216,000	258,900	301,100	321,900	339,800	393,500	422,800
52	217,200	260,400	302,400	322,700	340,500	394,600	423,400
53	218,500	261,700	303,800	323,300	341,200	395,800	424,000
54	219,800	263,100	304,900	324,100	341,800	396,800	424,600
55	221,100	264,500	306,000	324,900	342,400	397,800	425,200
56	222,400	265,900	307,100	325,700	343,000	398,800	425,800
57	223,500	267,200	308,200	326,300	343,400	399,800	426,400
58	224,700	268,600	309,300	327,000	344,000	400,800	427,000
59	225,900	270,000	310,400	327,700	344,600	401,800	427,600
60	227,100	271,400	311,500	328,400	345,200	402,800	428,200
61	228,300	272,700	312,500	329,200	345,600	403,600	428,900
62	229,400	274,000	313,600	329,800	346,200	404,500	429,500
63	230,400	275,300	314,700	330,400	346,800	405,400	430,100
64	231,500	276,600	315,800	331,000	347,400	406,300	430,700
65	232,500	278,000	316,700	331,500	347,800	407,000	431,400
66	233,500	279,200	317,600	332,100	348,300	407,600	432,000
67	234,600	280,400	318,500	332,700	348,800	408,200	432,600
68	235,700	281,600	319,400	333,300	349,300	408,800	433,200
69	236,900	282,600	320,300	333,700	349,900	409,500	433,900
70	237,800	283,500	321,000	334,100	350,400		434,600
71	238,700	284,400	321,700	334,500	350,900		435,300
72	239,600	285,300	322,400	334,900	351,400		436,000
73	240,600	286,300	322,900	335,300	352,000		436,500
74	241,300	287,000	323,500	335,700	352,500		437,200
75	242,000	287,700	324,100	336,100	353,000		437,900
76	242,700	288,400	324,700	336,500	353,500		438,600
77	243,100	289,000	325,400	336,900	354,100		439,100
78	243,800	289,600	326,000	337,300	354,600		439,800
79	244,500	290,200	326,600	337,700	355,100		440,500
80	245,200	290,800	327,200	338,100	355,600		441,200
81	245,900	291,500	327,800	338,500	356,200		441,700
82	246,400	292,100	328,200	338,900	356,700		
83	246,900	292,700	328,600	339,300	357,200		
84	247,400	293,300	329,000	339,700	357,700		

85	247,800	293,900	329,500	340,100	358,200
86		294,400	329,900	340,500	358,700
87		294,900	330,300	340,900	359,200
88		295,400	330,700	341,300	359,700
89		295,800	331,100	341,700	360,200
90		296,200	331,500	342,100	
91		296,600	331,900	342,500	
92		297,000	332,300	342,900	
93		297,200	332,500	343,300	
94		297,600	332,900	343,700	
95		298,000	333,300	344,100	
96		298,400	333,700	344,500	
97		298,600	333,900	344,900	
98		299,000	334,300	345,300	
99		299,400	334,700	345,700	
100		299,800	335,100	346,100	
101		300,300	335,300	346,500	
102		300,600	335,600	346,900	
103		300,900	335,900	347,300	
104		301,200	336,200	347,700	
105		301,600	336,600	348,100	
106			336,900	348,500	
107			337,200	348,900	
108			337,500	349,300	
109			337,800	349,700	
110			338,100		
111			338,400		
112			338,700		
113			338,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(職務の級への切替え)

2 平成二十年四月一日(次項から附則第九項までの規定において「切替日」という)の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という)の職務の級への切替えは、次の各号に基づき切替えるものとする。

一 旧級が、附則別表第一に掲げられているものの切替日における職員の級は、原則として、旧級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

二 旧級が、附則別表第二に掲げる級である職員の職務の級は、同表の甲欄に定める職務の級とする。ただし、管理者の定める要件(昇格基準)を満たすものの職務の級は、同表の乙欄に定める職務の級とする。

三 切替日の前日における職務及び旧級が、附則別表第三に掲げる職員の職務の級は、前各号の規定にかかわらず同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号給(以下「新号給」という)は、次の各号に基づき定めるものとする。

一 前項第一号及び第二号の規定により、職務の級を定められた職員の切替日における新号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という)に対応する附則別表第四の新号給欄に定める号給とする。

二 前項第三号の規定により、職務の級を定められた職員の切替日における新号給は、旧号給に対応する附則別表第五の新号給欄に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前四項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の職員給与条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給料の切替に伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前三項の規定による給料を支給される職員に関する職員給与条例第九条第三項(職員給与条例第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)及び職員給与条例第二十条第四項(職員給与条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定の適用については、職員給与条例第九条第一項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「平成二十年改正条例」という)附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額」と、職員給与条例第二十条第四項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

10 附則第五項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第一 職務の級の切替表（附則第二項第一号関係）

給料表	旧 級	職務の級
海事職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

附則別表第二 職務の級の切替表（附則第二項第二号関係）

給料表	旧 級	職務の級	
		甲	乙
海事職給料表	4 級	4 級	5 級
	5 級	6 級	7 級

附則別表第三 職務の級の切替表（附則第二項第三号関係）

給料表	職 務	旧 級	職務の級
海事職給料表	予備船長等 (平成20年4月1日現在34歳に達している者)	3 級	4 級
	予備船長等 (平成20年4月1日現在41歳に達している者)	4 級	6 級
	主席船長等	4 級	6 級

備考

予備船長等とは、予備船長及び予備機関長をいう。

主席船長等とは、主席船長、次席船長、主席機関長及び次席機関長をいう。

附則別表第四 職員の号給の切替表（附則第三項第一号関係）

海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	2	6	1	1	1
2	2	1	3	7	1	1	2
3	3	1	4	8	1	2	3
4	4	1	6	9	1	3	4
5	5	1	7	10	1	4	5
6	6	1	8	11	1	6	6
7	7	1	9	12	1	7	7
8	8	1	11	13	1	9	8
9	9	2	12	14	1	10	9
10	10	3	13	16	1	11	10
11	11	4	14	18	1	13	11
12	12	5	15	19	1	14	12
13	13	6	16	21	1	16	13
14	14	8	17	23	3	17	14
15	15	9	18	25	5	19	15
16	16	11	19	27	7	20	16
17	17	12	20	29	9	22	17
18	18	14	21	31	11	23	18
19	19	16	22	33	13	25	19
20	20	17	23	35	15	27	20
21	21	19	24	37	17	28	21
22	22	20	25	39	18	30	22
23	23	22	25	40	20	31	23
24	24	23	26	42	22	33	24
25	25	24	27	43	23	35	25
26	26	25	28	45	25	37	26
27	27	26	29	47	27	38	27
28	28	27	30	49	29	40	28
29	29	28	31	51	31	42	29
30	30	29	32	54	33	44	30
31	31	30	33	56	35	46	31
32	32	30	34	59	37	48	32
33	33	31	35	61	39	50	33
34	34	32	36	63	40	51	34
35	35	32	37	66	42	53	35
36	36	33	38	69	44	54	36
37	37	34	39	73	46	56	37
38	38	34	40	77	48	58	38
39	39	35	41	81	50	59	39
40	40	35	42	85	52	61	40
41	41	36	43	89	54	62	41
42	42	37	43	93	57	64	42
43	43	37	44	97	59	66	43
44	44	38	45	100	62	68	44
45	45	39	46	104	65	69	45
46	46	39	47	108	68	69	46
47	47	40	48	109	71	69	47
48	48	41	49	109	73	69	48
49	49	41	50	109	76	69	49
50	50	42	51	109	79	69	50
51	51	42	52	109	81	69	51
52	52	43	53	109	84	69	52

53	53	43	53	109	87	69	53
54	54	44	54	109	89	69	54
55	55	44	55	109	89	69	55
56	56	45	56	109	89	69	56
57	57	45	57	109	89	69	57
58	58	46	58	109	89	69	58
59	59	46	59	109	89	69	59
60	60	46	60	109	89	69	60
61	61	47	61	109	89	69	61
62	62	47	62	109	89	69	62
63	63	48	63	109	89	69	63
64	64	48	64	109	89	69	64
65	65	49	64	109	89	69	65
66	66	49	65	109	89	69	66
67	67	49	66	109	89	69	67
68	68	49	66	109	89	69	68
69	69	50	67	109	89	69	69
70	70			109	89	69	70
71	71			109	89	69	71
72	72			109	89	69	72
73	73			109	89	69	73
74	74			109	89	69	74
75	75			109	89	69	75
76	76			109	89	69	76
77	77			109	89	69	77
78	78			109	89	69	78
79	79			109	89	69	79
80	80			109	89	69	80
81	81			109	89	69	81
82	82			109	89	69	82
83	83			109	89	69	83
84	84			109	89	69	84
85	85			109	89	69	85
86				109	89	69	86
87				109	89	69	87
88				109	89	69	88
89				109	89	69	89
90				109	89		
91				109	89		
92				109	89		
93				109	89		
94				109	89		
95				109	89		
96				109	89		
97				109	89		
98				109	89		
99				109	89		
100				109	89		
101				109	89		

附則別表第五 職員の号給の切替表 (附則第三項第二号関係)

海事職給料表

(ア) 4級となる職員

旧号給 3 級	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	2
20	3
21	4
22	5
23	5
24	6
25	7
26	8
27	9
28	10
29	11
30	12
31	13
32	14
33	15
34	16
35	17
36	18
37	19
38	20
39	21
40	22
41	23
42	23
43	24
44	25
45	26
46	27
47	28
48	29
49	30
50	31
51	32
52	33

(イ) 6級となる職員

旧号給 4 級	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	2
28	3
29	4
30	4
31	5
32	6
33	7
34	8
35	9
36	10
37	11
38	12
39	13
40	14
41	15
42	16
43	16
44	17
45	18
46	19
47	20
48	21
49	22
50	23
51	24
52	24

53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	44
66	45
67	46
68	46
69	47
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	

53	25
54	26
55	27
56	28
57	29
58	30
59	30
60	31
61	32
62	33
63	33
64	33
65	34
66	34
67	34
68	35
69	35
70	36
71	36
72	36
73	37
74	37
75	38
76	38
77	38
78	39
79	39
80	40
81	40
82	40
83	41
84	41
85	42
86	42
87	43
88	43
89	44
90	44
91	44
92	45
93	45
94	46
95	46
96	47
97	47
98	48
99	48
100	48
101	49

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本真知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合規則第一号

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十七年有明海自動車航送船組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の海事職給料表級別標準職務表を次のように改める。

ロ 海事職給料表級別標準職務表

職 の 級	標 準 的 な 職 務 内 容
一 級	その他の乗組員の職務
二 級	1 航海士又は機関士の職務 2 甲板長 操機長又は操舵手の職務 3 甲板員又は機関員の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行うその他の乗組員の職務
三 級	1 予備船長又は予備機関長の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士又は機関士の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う甲板長 操機長又は操舵手の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う甲板員又は機関員の職務
四 級	1 主席船長 次席船長 主席機関長又は次席機関長の職務 2 困難な業務を処理する予備船長又は予備機関長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う航海士又は機関士の職務
五 級	1 困難な業務を処理する主席船長 次席船長 主席機関長又は次席機関長の職務 2 特に困難な業務を処理する予備船長又は予備機関長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする極めて困難な業務を行う航海士又は機関士の職務
六 級	1 特に困難な業務を処理する主席船長 次席船長 主席機関長又は次席機関長の職務 2 極めて困難な業務を処理する予備船長又は予備機関長の職務
七 級	極めて困難な業務を処理する主席船長 次席船長 主席機関長又は次席機関長の職務

別表第二の海事職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

職 名	学歴免許等	職 務 の 級						
		一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級
主席船長 次席船長 主席機関長 次席機関長	中学卒				六	四	三	七
予備船長 予備機関長	中学卒			〇	十二	十七	二十	二十七
航海士 機関士	中学卒		〇	七	六	四		
甲板長 機長 操舵手 甲板員 機関員	中学卒	〇	三	七	十二	十七		
その他の乗組員	中学卒	〇	三					

別表第六の海事職給料表初任給基準表の表中

三級一号給	を	三級一号給	に改める。
二級十一号給		二級三号給	
二級二号給		二級十九号給	
二級九号給		二級九号給	
二級五号給		二級五号給	

別表第七の海事職給料表身格時号給対応表を次のように改める。

海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	1	6
11	1	1	1	1	1	7
12	1	1	1	1	1	8
13	1	1	1	1	1	9
14	1	1	2	2	1	9
15	1	1	3	3	1	10
16	1	1	4	4	1	10
17	1	1	5	5	1	11
18	1	2	6	6	1	11
19	1	3	7	7	1	12
20	1	4	8	8	1	12
21	1	5	9	9	1	13
22	1	6	10	10	1	14
23	1	7	11	11	1	15
24	1	8	12	12	1	16
25	1	9	13	13	1	17
26	1	10	14	14	2	18
27	1	11	15	15	3	19
28	1	12	16	16	4	20
29	1	13	17	17	5	21
30	2	14	18	18	6	21
31	3	15	19	19	7	22
32	4	16	20	20	8	22
33	5	17	21	21	9	23
34	6	18	22	22	9	23
35	7	19	23	23	10	24
36	8	20	24	24	10	24
37	9	21	25	25	11	25
38	10	22	26	26	11	25
39	11	23	27	27	12	26
40	12	24	28	28	12	26
41	13	25	29	29	13	27
42	14	25	30	30	13	27
43	15	26	31	31	14	28
44	16	26	32	32	14	28
45	17	27	33	33	15	29
46	18	27	34	34	15	29
47	19	28	35	35	16	30
48	20	28	36	36	16	30
49	21	29	37	37	17	31
50	22	30	38	38	17	31
51	23	31	39	39	17	32
52	24	32	40	40	18	32
53	25	33	41	41	18	33
54	26	34	42	42	18	34
55	27	35	43	43	19	35
56	28	36	44	44	19	36

57	29	37	45	45	19	37
58	30	38	46	46	20	37
59	31	39	47	47	20	38
60	32	40	48	48	20	38
61	33	41	49	49	21	39
62	34	42	50	50	21	39
63	35	43	51	51	21	40
64	36	44	52	52	22	40
65	37	45	53	53	22	41
66	38	45	54	54	22	41
67	39	46	55	55	23	42
68	40	46	56	56	23	42
69	41	47	57	57	23	43
70	41	47	58	58	24	
71	42	48	59	59	24	
72	42	48	60	60	24	
73	43	49	61	61	25	
74	43	49	62	62	25	
75	44	50	63	63	25	
76	44	50	64	64	26	
77	45	51	65	65	26	
78	45	51	66	66	26	
79	46	52	67	67	27	
80	46	52	68	68	27	
81	47	53	69	69	27	
82	47	53	70	70	28	
83	48	54	71	71	28	
84	48	54	72	72	28	
85	49	55	73	73	29	
86		55	74	74	29	
87		56	75	75	30	
88		56	76	76	30	
89		57	77	77	31	
90		57	78	78		
91		57	79	79		
92		58	80	80		
93		58	81	81		
94		58	82	81		
95		59	83	82		
96		59	84	82		
97		59	85	83		
98		60	86	83		
99		60	87	84		
100		60	88	84		
101		61	89	85		
102		61	90	86		
103		62	91	87		
104		62	92	88		
105		63	93	89		
106			94	89		
107			95	89		
108			96	89		
109			97	89		
110			98			
111			99			
112			100			
113			101			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(改正条例附則第二項適用職員の在級年数の経過措置)
- 2 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規定により平成二十年四月一日(以下「切替日」という。)におけるその者の職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者のこれらの規定により定められた職務の級(以下「切替後の職務の級」という。)に在級する期間に逡算する。
 - 一 切替後の職務の級を改正条例附則別表第一の職務の級に定める職務の級(同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する職務の級をいう。)及び改正条例附則別表第二の職務の級欄の甲欄に定める職務の級(同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた旧級に対応する職務の級が二掲げられている場合の甲欄に掲げられているものをいう。)とされた職員、旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - 二 切替後の職務の級を改正条例附則別表第二の職務の級欄の甲欄に定める職務の級以外の職務の級に定められた職員のうち、旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間が改正後の規則別表第二の級別資格基準表に定める当該切替後の職務の級に決定するための必要在級年数を超える職員、当該超える期間
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる昇給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十一条又は第二十三条の規定を適用する。
(昇給の調整)
- 4 昇給の調整については、有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年有明海自動車航送船組合規則第二号、附則第四項及び第五項の規定を準用する。

有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

有明海自動車航送船組合

管理者 熊本県知事 瀬谷 義子

有明海自動車航送船組規則第十二号

有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年有明海自動車航送船組規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第八号中「二万六千六百円」を「二万七千七百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

熊本県公安委員会告示第6号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成20年3月31日から施行する。

平成20年3月31日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1の表熊本北警察署京町交番の項中「(1番から6番まで)」及び「(1番から39番まで)」を削り、同表熊本北警察署菜園町交番の項中「妙体寺町」の次に「、室園町(10番1号、10番75号から88号まで)」を加え、同表熊本北警察署上熊本交番の項中「、池田二丁目(7番から70番まで)、池田三丁目(40番から57番まで、1272番地から1343番地まで)」を削り、同表熊本北警察署清水交番の項中「室園町」の次に「(10番1号、10番75号から88号までを除く。)」を加え、同表熊本東警察署保田窪交番の項中「(1番から7番まで)」を「(3番10号から73号まで、4番、5番3号から16号まで、6番、10番6号から14号まで、12番6号から21号まで、13番から18番までを除く。)」に改め、同表熊本東警察署託麻交番の項中「(8番から18番まで)」を「(3番10号から73号まで、4番、5番3号から16号まで、6番、10番6号から14号まで、12番6号から21号まで、13番から18番まで)」に改め、同表玉名警察署管轄署所在地の項中「、上小田」、「、川部田、下小田」及び「、山部田」を削り、同表玉名警察署寺田駐在所の項中「大倉」の次に「、上小田、川部田」を、「下」の次に「、下小田」を、「向津留」の次に「、山部田」を加え、同表大津警察署合志菊陽交番の項中「菊陽町」の次に「新山一丁目、新山二丁目、新山三丁目、杉並台一丁目、杉並台二丁目、」を加え、同表天草警察署の項中

島子 駐在所	同 有明町	天草市有明町(大島子、小島子、上津浦、下津浦)	を
赤崎 駐在所	同 有明町	天草市有明町(赤崎、須子、大浦、楠浦)	

天草有明 駐在所	同 有明町	天草市有明町	に改める。
-------------	----------	--------	-------

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第26号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の部商工観光労働部の款地方出先機関の項中「熊本高等技術訓練校副校長」を「熊本高等技術訓練校副校長 技術短期大学校指導部長」に改め、同部農林水産部の款地方出先機関の項中「農業大学校副校長 農業大学校学部長」を「農業大学校副校長」に、「農業大学校事務長」を「農業大学校事務長 農業大学校学部長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。